

令和5年 第3回定例会

総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和5年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和5年9月8日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員	藤田 明美	委員	西田 健
----	-------	----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	係 長	江口 美和子
--------	-------	-----	--------

説明のため出席した者

総務部長	青田 浩二		
(契約管財課)			
課 長	永野 英明	係 長	山本 洋佑
(情報政策課)			
課 長	木須 紀彦	係 長	関口 直人
係 長	廣橋 慶三	主 査	塩見 大吾
(地域安全課)			
課 長	山口 聡一郎	課長補佐	荒木 啓二
係 長	入口 健太郎	係 長	永間 崇義

企画財政部長 村田 ゆかり
(財政課)

課 長	北野 靖之	課長補佐	入江 彩子
-----	-------	------	-------

住民福祉部長 宮崎 伸之
(こども政策課)

課 長	宮司 裕子	課長補佐	藤吉 有見
係 長	山口 陽子	係 長	尾田 光洋
主 査	神崎 勇典		

(住民環境課)

課 長	細田 愛二	課長補佐	木須 美樹
係 長	松本 雄輔		

(福祉課)

課 長	川内 佳代子	課長補佐	森内 秀朋
係 長	後藤 理子		

健康保険部長 森川寛子
(健康保険課)

課長 森本陽子
課長補佐 志田純子
係長 一瀬奈々

(介護保険課)

課長 村田佳美
係長 浦川真
社会福祉士 有浦久美子

課長補佐 木澤奈津代
係長 相川沙織

参事 中村宰子
係長 堤圭一郎

本日の委員会に付した案件

議案第46号 長与町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第48号 令和5年度長与町一般会計補正予算(第4号)

議案第53号 令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時30分

閉会 12時05分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。令和5年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

皆さんおはようございます。それでは議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本議案は、印鑑登録証明書の窓口交付に関する規定について改めるとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴いまして、印鑑登録証明書のコンビニ交付に関する規定を改めるものでございます。第1条では、第13条に、役場窓口において印鑑登録証明書の交付申請をする際、本人申請に限り個人番号カードのみの提示でも証明書の交付ができる旨の規定を追加するものでございます。第13条の2は、法律の改正に伴いまして条文を整備するものでございます。第2条では、第13条の2におきまして利用者証明用電子証明書を登載いたしました移動端末設備を利用して、印鑑登録証明書の交付をコンビニエンスストアでも受けることができる旨の改正を行うものでございます。なお附則につきましては、第1条の施行期日を公布の日からとし、第2条につきましては規則で定める日から施行することといたしております。詳しい内容につきましては、先ほどお配りいたしました資料の方で説明させていただきます。2部お渡ししているかと思うんですけども、横書きの新旧対照表ですね、長与町印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表の方を使って説明をさせていただきます。まず第1条でございますが、第8条では文言の整理、第13条では、第2項に印鑑登録証明書の交付につきまして、本人申請に限り役場窓口においてもコンビニ交付同様個人カードのみの提示でも証明書の交付ができる旨の規定を追加するものでございます。第3項は第2項の追加に伴う文言の整理でございます。第13条の2につきましては、法改正により利用者証明用電子証明書の区別がされたことから、多機能端末機で証明書の交付を受ける際の個人番号カードの定義を改めるものでございます。続きまして、第2条でございます。2枚ほどめくっていただいて3ページですね。第2条でございますが、第13条の2におきまして、印鑑登録証明書のコンビニ交付を受ける手段として、利用者証明用電子証明書を搭載した移動端末設備、いわゆるスマートフォンですけれども、こちらでも取得が可能となる旨の改正を行うものでございます。なお、この第2条の施行期日につきましては、法改正は行われたものの国のシステムの方が現在も整備中であることから、システム整備が完了次第、規則において施行期日を定めることといたしております。そしてもう一つお配りいたしました資料になりますけれども、長与町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則でございます。今回の条例改正に伴いまして、施行規則の一部も改正い

たしているところがございます。内容といたしましては、条例において窓口交付において個人番号カードのみの提示でも証明書の交付ができる旨の規定を追加したことから、第7条の条文に個人カードの文言を追加するものがございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今さらなんですが、今回の改正に限らないので、ちょっと住民課で聞いていいのかわからないんですが、「うえ」というのを「上で」みたいに平仮名を漢字にしたりするのはどういう意味があるのか。一応ちょっと説明していただけたらと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

今回の改正を行うに際しまして、今回に限らずですけど、条例等改正する際に法制職務の担当部署等とも協議というか一緒に調整させてもらいながら改正をするんですが、一般的な条例等規則の作り方上、この「上で」っていうのは漢字にするんですけども、それが一般的な作り方であるということで。それをわざわざそれだけのために改正はないんですけども、何らかの改正をするときに一緒に併せて文言の整理ということできせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回の改正で何点かある中で、コンビニで印鑑登録証を交付してもらうときにスマートフォンで可能になるような内容だと理解しましたがけれども、ちなみにこのスマートフォンがただあるだけなのか、それとも一定の何らかのアプリケーションを入れておかないとできないのか。この辺りちょっともう少し平たく手順等が分かればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長補佐。

○課長補佐（木須美樹君）

スマートフォンの方で使用するためには、マイナポータルの方からマイナンバーカード、電子証明書を別に付与する必要がありますので、そちらの方での登録を済ませてから使用するということになります。今回は、今もう既に始まっているんですけども、Androidスマートフォンのみということになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

改正後の手数料とかいうのは変化があるんですか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長補佐。

○課長補佐（木須美樹君）

手数料につきましては今と同じ手数料になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先日からの一般質問でマイナンバーカードのこと出ていましたが、保険証がなくなって行って、紙のものがマイナンバーカードになっていくということですけど。この印鑑登録証っていうのは、そういうふうに関後なくなっていく方向なのか、もし分ければですがお願いします。

○委員長（金子恵委員）

木須課長補佐。

○課長補佐（木須美樹君）

マイナンバーカードの方のICチップの中に空きの領域というのがありまして、こちらの方を条例で定めてマイナンバーカードに印鑑登録証としての機能を持たせることはできるんですけども、今後標準化っていうことでいろんなシステムが改修されてくるんですけども、まだはっきり詳しい詳細は分かっていないんですけども、そのシステムの中に窓口で発行する時にマイナンバーカードのICチップを直接的に読み取れる機能が付くっていうような内容が出ていたので、その辺りが改正されてきたら検討できるのかなと思っているんですけども、その辺りがマイナンバーを持ってる方と持っていない方とかいらっしゃいますので、選べる形にするのかとか、今後検討をしていきたいと思ひます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のお話ですと、保険証をなくしていくみたいな国としての方針が別にあるわけじゃなくて、自治体としてそういう機能を持たせることができる、検討できるということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長補佐。

○課長補佐（木須美樹君）

印鑑証明につきましてはもともと法令に基づいたものではなくて町の条例の方で行っている制度になっておりますので、国の方からの一定の指示っていうようなものではなくて、現在の条例において使用している団体もありますので、国の意向というのは今の現段階ではございません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

印鑑登録証の交付申請というのを私がしたことがなくて、実務的なことを確認したいんですが、もう既に印鑑登録をしている分について、印鑑登録証をまた引き出したっていう場合なので、私の感覚だったら印鑑登録証の交付の申請書みたいなものを役場に出して、そしてまた本人確認の免許証等々を出して本人確認して交付してもらうというのが今までのやり方じゃなかったかなと理解してるんですが。今回の条例が改正された場合にですよ、またやはり印鑑登録証の申請書はまた出さないといけないんですよ。そして出した上でマイナンバーカードも出して、そしてそれで確認して印鑑登録証を交付すると。そこの違いだけなのか、ちょっとそこをお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

印鑑登録証の交付につきましては国の事務取扱要領というのがございまして、それでは身分証明書と印鑑登録証をセットで申請の時には出してくださいというのが原則になっております。ただ、自治体の条例等で定めることによって、その取り扱いを変更ができるようにはなっているんですけども。それで今回、マイナンバーカードであればコンビニに行った時にはもちろん申請書とか書かなくて、そのまま多機能端末機の方でコンビニでそのままカードだけの取得ができるんですけども、役場の窓口ではその多機能端末機というのが置いていなくて、確認で職員が出すような形になっております。ですので申請書を書いていただく必要がありました。今後も確認書類の中で身分証明書と印鑑登録証を窓口で提示いただいていたんですけども、それがコンビニの時と同様で印鑑登録証をもし万が一忘れた場合であっても、マイナンバーカードがあればそれで本人確認ができますので、それでできるという形への変更なので、窓口では申請書を書いていただく必要は今後も継続してございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと今話を聞いていて思ったんですが、何年か前まで1階に自動で印鑑登録証

明書を取る機械があって、もう今はないですよ。コンビニで取れるようになったからということだったと思うんですが、逆に今窓口では、そういう別の免許証とかとセットっていうコンビニよりむしろ面倒くさいし、かつ人の手がかかる。そういうコンビニにあるような、今おっしゃった多機能端末が無いってことですが、そういうのは役場に今後設置するとかそういうことはないのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

それについては一度ちょっと以前検討した経緯があるようでございまして、ただちょっと入れるに当たってちょっと高額であったということと、あと利用度がどのぐらいに上がるかというのがなかなか試算できなかったというような経緯もあって、そこについてははまだ導入というか設置には至ってないんですけども。住民の方々の利便性であったり、職員の業務負担、そこら辺を考えると今後もちよっと検討していく中の一つではあるのかなということだと思います。ただ、現状ちょっと設置までは至ってないということになります。

○委員長（金子恵委員）

質問したいので、副委員長と交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

先ほどもスマホで利用が可能になるということで、以前印鑑証明書と戸籍謄本を長与町内で取るときに、長崎市の人の場合はこちらの方のコンビニでは取れないということ。長崎市の方に行ったんですけども、その逆で今度は長崎市の人たちは、例えば本籍が長与町にあっても長崎市のコンビニでマイナンバーカードで取れるって、違いがあるというんですかね。だから、長与に住んでいて長崎が本籍の人はわざわざ行かないというところのこの長崎市と長与町の違いというのが、どうにか長与町でもそれができるようになるというのは、今回の改正っていうかそういうものの中には含まれていないんですか。ただマイナンバーカードを使って、今回のこういうふうな改正っていうところでどまっているということなんですか。

○委員（堤理志委員）

木須課長補佐。

○課長補佐（木須美樹君）

戸籍につきましては本籍地の方がまず管理しております。それで長与町に本籍がある方は長与町の所管になりますので、長与町本籍の方は全国のコンビニで取得することが可能なんですけれども、長崎市が長崎市民だけしか取れないように契約されてるみたい

なので、取れないという状況になっております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

分かりました。逆だったんですね。私、その逆と思っていたので。スマホからの取得ということでマイナポータルから利用ができるようになるということですが、これですよ、印鑑証明書とかそういうものだけじゃなくて、幅広く今マイナンバーカードでコンビニで受け取られるもの全てに対応できるようになるということですか。今後国の動向とかで変わってくるのかもしれないんですけど、いかがでしょうか。

○委員（堤理志委員）

木須課長補佐。

○課長補佐（木須美樹君）

コンビニ交付につきましては、長与町の方では今、住民票と戸籍それから記載事項証明と戸籍の附票、印鑑証明書が取れるようになっているんですけども、この状況は変わらなくて、今までコンビニのコピー機の方にマイナンバーカードをかざしていたものを、スマートフォンをかざすということで対応が変わるということなので、内容については取れる証明書は変わらないようになっております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

それでは引き続き補正予算の方に入っていきたいと思っております。令和5年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第48号令和5年度長与町

一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。まず、契約管財課の方から説明をお願いします。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきまして、契約管財課所管分をご説明申し上げます。補正予算に関する説明書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。20款5項雑入1目雑入1節雑入の上段、駐車場事業特別会計決算剰余金121万円の増額補正でございます。内容としましては、令和4年度駐車場事業特別会計の精算に伴う剰余金を令和5年度の一般会計歳入で受け入れるものでございます。委員ご承知のとおり、令和4年度限りで駐車場事業特別会計を廃止いたしました。昨年12月の定例会に上程、ご承認いただきました長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例において、経過措置として「廃止会計に属する決算剰余金その他の財産は、令和5年度以後の長与町一般会計が引き継ぐものとする」とさせていただいており、そのことに基づきまして、今回令和5年度の一般会計で剰余金を受け入れるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、地域安全課の方の説明を。

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

皆さまおはようございます。議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の地域安全課所管についてご説明いたします。今回の補正につきましては、ふれあいセンター体育館の照明工事に伴う費用の増額、ふれあいセンターのトイレ改修工事、ふれあいセンター体育館の2階通路の補修を行うための原材料費の補正となっております。まず歳入でございますが、説明書の8、9ページをお開き願います。21款1項1目1節総務管理事業債の長与町ふれあいセンター整備事業充当起債につきましては、ふれあいセンター体育館のLED改修工事の増額補正に伴う起債の増額でございます。2款1項11目の施設改修工事に充当予定で、充当率は90%となっております。補正の内容につきましては、歳出にて説明させていただきます。

続きまして歳出でございますが、12、13ページをお開き願います。2款1項11目長与町ふれあいセンター管理費が所管分でございます。12節委託料の施設整備設計委託料および14節工事請負費のうち239万2,000円がふれあいセンター体育館のLED工事に伴う補正となっております。このLED照明改修工事費につきましては、当初予算に計上しており機器の更新のみを予定しておりましたが、照度の確認などを実際に行った際に、施工に伴う電気配線工事などの詳細な図面や導入機器の詳細な仕様書の作成があると判断に至ったため、設計委託料の計上をお願いするものでございます。

また、工事発注に際し体育館の必要照度の見直しを行った結果、照度を上げるための機器の見直しを行ったことにより施設改修工事費の増額についても計上いたしております。次に、同じく14節工事請負費の施設改修工事費のうち42万6,000円は、ふれあいセンター2階の女子トイレが故障したことに伴いまして改修工事を行うものでございます。次に、その下の15節原材料費につきましては、ふれあいセンター体育館2階の通路床の劣化に伴いまして補修を行うものでございます。以上が、地域安全課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、情報政策課の方の説明を。

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

皆さんおはようございます。同議案、情報政策課所管分についてご説明申し上げます。予算に関する説明書の12、13ページをお開きください。歳出1件だけでございます。歳出の2款1項9目電子計算費12節、電算システム運用開発委託料として94万6,000円を計上いたしております。これは、住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳ネットワークシステムに接続する長与町のサーバーにアプリケーションを適用するものでございます。以上が情報政策課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入っていきたいと思います。では歳入と歳出で分けて一遍にしたいと思うんですけども、まず、歳入です。8、9ページ、こちらの方で質疑はありませんか。よろしいですか。それでは、12、13ページ。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長与町ふれあいセンター管理費の工事関係のことでお伺いをしたいと思いますが、LEDの照明の取り替えをするのが1点と、それに付随して配線等々を見直すということでありました。この配線の見直しというのはいわゆる配線そのものが劣化したということなのか、また別の理由があるのか。それと照度を上げるということですが、これによって、分かる範囲でというか、どのくらい、例えば夜でもかなり明確に見えるように住民が利用しやすくなる、何かその状況が分かるものがあれば教えてもらいたいのと、あとこれによって電気料などの削減になるようだったら、どの程度の削減になるのか分かる範囲でいいのでお願いできればと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

まず配線の件でございますけれども、分電盤を交換する必要がございます、それに伴いまして配線の工事も必要となっております。また、当初で申し上げますと、体育館の電球ですので足場を作って電気を替えればよいというような形で、仕様書の方もこちらで作成しようと思っておりましたが、実際に発注をする段になりまして検討を進めていく中で、どうしてもやっぱり詳細な図面が必要であるということの判断に至りましたので、補正の予算を計上しております。照度につきましては一般的に500ルーメンが目安と言われておりまして、一般家庭の室内の明るさも同じく500ルーメンと言われています。現在の体育館からも比較しますと明るくなるものと考えております。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

電気代の削減というところなんですけれども、こちらの方LED改修工事を行うに至った経緯としましては、今既存の体育館で設置されている水銀灯の生産中止を受けてのLEDの改修ということになっておりまして、LEDにおける電気の削減というところは計算していないという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみにこの予算が議決された以降、どういうタイムスケジュール、いつぐらいから工事に入ってどのぐらいの期間でされるのか、この予定をお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

議決を頂きましたらば設計の方を速やかに上げさせていただきます、設計を1カ月から2カ月間を予定しておりまして、施工自体を3カ月程度と予想しておりますので、遅くとも年明け1月ぐらいまでには整備したいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと今の電気料金のご説明を聞いて思ったんですが、省エネとかでLEDにしたのかなと思ったんですが、今のご説明であれば水銀灯の代わりということでしたが、そうするとLEDではなくて、普通の電灯というに変ですけど、水銀灯ではなくてLEDでもない電球というんですかね、普通のそちらに代えるような検討はなかったんでしょうか。省エネのためであればLEDにするのは分かるんですけど、コストの関係でそう

したわけじゃないっていうことであれば、例えばそういう電球のが工事が大がかりに要らなかったりしたとかそういうことはないのかなと思ってですね。ちょっとそういう検討はなかったのか。説明がもし頂ければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

電球交換は検討しましたかというお話でございますけれども、詳細に電球の方の交換ということについては検討いたしておりません。しかしながら、省エネということを念頭に考えていくべきかなというところもございまして、LED化の方で進めてまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。もう一つ別の一番下の原材料費の方を伺いたいんですが、ちょっと私もその体育館2階の通路っていうのがどういう素材か知らないんですが、どういうものなのかと、この工事ではなくて原材料費ってことは、誰が工事をするのかなっていうのをちょっとお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ふれあいセンターの2階の体育館につきましては、利用者の方がカーテンとかを開け閉めする際に上られたりするんですけども、現状で申し上げますと、ちょっと床がぶよぶよしているんですね。歩くとぶよっと沈むような感覚がございまして、安全上は問題はないんですけども、やっぱり怖いという多分印象を持たれてると思うんですよ。要は木が劣化してしまってちょっと沈む感覚がございまして、これについて板を敷いてまいりたいと考えてます。職員と館長と一緒に板の方を敷いてまいりたいと考えてます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

それでは、総務部の審査をこれで終了いたします。所管の皆さまお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは引き続き、議案第48号の審査をしていきたいと思っております。企画財政部財政課の審査に入っていきます。本案について提案理由の説明を求めます。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

よろしく申し上げます。議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の財政課所管分につきまして説明いたします。まず予算書の4ページをお願いします。第2表地方債補正の三つ目、臨時財政対策債でございますが、発行可能額の確定に伴いまして起債限度額の減額をお願いするものでございます。続きまして説明書の6、7ページをお願いします。歳入でございます。一番上10款1項1目1節普通交付税でございますが、令和5年度の額が確定したことに伴いまして、現予算との差額5億5,294万8,000円を増額しております。8、9ページをお願いします。一番上、18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、財源の調整としまして現在繰り入れを予定しております財政調整基金の一部と減債基金の全部を繰り戻すための減額補正でございます。続きまして一番下、21款1項5目臨時財政対策債でございますが、先ほども説明いたしました発行可能額の確定に伴いまして、現計予算との差額449万円を減額しております。続きまして18、19ページをお願いします。一番下、12款1項1目公債費の元金でございますが、減債基金繰入金を繰り戻したことにより財源の組み替えでございます。歳出額の変更はございません。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは、説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。まず4ページからいきましようかね。4ページの地方債補正の分はいかがですか。質疑はありませんか。それでは歳入。戻っても構いませんので、歳入6、7ページ、質疑はありませんか。それでは8、9ページ上段と一番下ですね。では歳出18、19ページ、一番下、公債費の分。よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

地方交付税についてですが、ちなみに町として見込んでいた額と実際の額との何か問題はなかったのか。見込んでいたとおりののか。その辺りの状況をお知らせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

財政課としましては、今年度は20億円の当初予算を見込んでおりました。この通常見込みを立てる場合にはなかなか国の情報というのが下りてきませんので、どのくらい見込めるのかというのは難しいところがございますけれども、歳入の方で大きな乖離がないように基本的は見込むことになっていきます。今年度25億円ということで決定が今のところ来ましたが、おおよそ5億円の増額補正をしておりますがおおむね見込

額どおりという見解を持っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この補正に関して不用額というのがあるでしょう。これはどんな感じでなっていますか。4ページですね、この臨時財政対策債、これに関しての。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

地方債の補正の分だと思えますけれども、臨時財政対策債ですね。これは当初8,000万円の予算を組んでおりまして、今回国の方から発行可能額というのが確定しましたということ以案内が来ております。今年度よっぽどのことがない限りこの額のままでいきますので、今回減額の補正をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

企画財政部の審査をこれで終了いたします。所管の皆さまにおかれましてはお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、住民福祉部の審査に移りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。まず、こども政策課の方からお願いします。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

皆さんおはようございます。それでは、令和5年度の長与町一般会計補正予算（第4号）のこども政策課所管につきまして、ご説明をさせていただきます。それでは説明書の6、7ページをお開きください。14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金の2行目、地域障害児支援体制強化事業補助金はこども政策課所管です。令和4年6月の児童福祉法の改正に伴い、地域全体で障害に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ることを目的として、新たに地域障害児支援体制強化事業実施要綱を定めたことにより、ひばり学級で行っている巡回支援が対象となりました。当初予算では福祉課で補助金を計上しておりましたが、今回福祉課の歳入予算の地域生活支援事業補助金のうち、巡回支援専門員整備事業費に係る部分を減額し、こども政策課で新た

に予算を計上するものです。国費2分の1負担となっています。次に、15款2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金の2行目、地域障害児支援体制強化事業補助金がこども政策課所管です。県費4分の1負担分につきましても、国費同様、福祉課の歳入予算の地域生活支援事業補助金を減額し、こども政策課で新たに予算を計上するものです。8、9ページをお開きください。20款5項1目雑入1節雑入の2行目、過年度病児・病後児保育事業負担金返還金はこども政策課所管です。病児保育事業のうち、時津町にあるHinamicoの利用人数の実績に基づく精算です。歳入は以上です。

歳出です。12、13ページをお開きください。3款1項1目22節償還金、利子及び割引料がこども政策課所管です。過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金は令和4年度の補助金実績に伴う返還金です。2目障害者福祉費22節償還金、利子及び割引料は全てこども政策課所管です。いずれも令和4年度補助金実績に伴う返還金です。次に、3款2項1目児童福祉総務費から次のページの2目児童福祉運営費まで全てこども政策課所管です。22節償還金、利子及び割引料は全て令和4年度補助金実績に伴う返還金となります。4款1項3目母子衛生費はこども政策課所管です。これまで歯科健診に係る部分は、一部健康保険課の歳入を充当して事業を実施していましたが、今回有利な補助金が拡充されたため歳入の財源を変更し、支出についても健康保険課の歳入予算を減額しこども政策課で予算を計上するものです。対象事業としては、歯科疾患予防事業を行う1歳9ヶ月健診、3歳児健診、フッ素塗布事業とお誕生相談事業です。1節報酬は、健診やフッ素塗布、お誕生相談時の歯科衛生士のパート報酬で4カ月分を今回計上しています。7節報償費は、健診時の歯科医師の謝礼で、こちらも4カ月分を計上しています。8節旅費は、会計年度任用職員の通勤手当で、歯科衛生士4名分の通勤手当で、こちらも4カ月分を計上しております。10節需用費の消耗品費と医薬材料費については、健診やフッ素塗布、お誕生相談時に係るもので4カ月分を計上しています。22節償還金、利子及び割引料は、令和4年度の補助金実績に伴う返還金です。以上が、こども政策課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、福祉課の方の説明をお願いします。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さんおはようございます。それでは引き続き、議案第48号福祉課所管分につきましてご説明させていただきます。歳入のみの補正でございます。

説明書の6、7ページをお開きください。14款国庫支出金2項2目1節社会福祉費補助金1行目の地域生活支援事業補助金と、同じページの15款県支出金2項2目1節社会福祉費補助金1行目地域生活支援事業補助金の減額補正になります。先ほどこども政策課長の方の説明もございましたが、国においてこども家庭庁が設置され、障害児に

対する施策について所管の移行があつております。地域生活支援事業のうちの巡回支援専門員整備事業について減額をお願いするものでございます。なお、国で定められております地域生活支援事業実施要綱につきましても、令和5年4月1日からの適用といたしまして一部改正がされ、支援事業の一つでありました巡回相談支援事業整備事業の方も、国も削除されているところでございます。以上が福祉課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず歳入の6、7ページ、こちらから入りたいと思います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

こども政策課の14款2項2目1節、地域障害児支援体制強化事業補助金について伺いたいと思います。巡回支援っていうものについてちょっと細かく伺いたいんですが。これは巡回相談の専門の支援員というか相談員というんですか、が町内のいろんな所を巡回して、そういう支援を行うということでしょうか。まずは概要というか内容をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらの巡回支援事業というのはひばり学級で行われているものになりまして、ひばり学級の療育専門員が、幼稚園であるとか保育園であるとかそういった所を回りまして、そちらで障害等気になるっていうお子さんがいらっしゃる場合にそちらの園の方に行きまして、保育士であるとか幼稚園の教諭であるとかいった方々にその子どもに対する対応等について指導を行うという支援になります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のご説明のとおり保護者ではなくて、そういう教員っていうか保育士の方とかに指導というか相談を受けるということですかね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

先生方の指導のみではなくて、保護者にも対応等につきましてはお返しさせていただいております。で、先ほど園とか幼稚園と言いましたが、児童館とか放課後児童クラブ等につきましても支援については行っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

それを行う療育専門員というのが1人ということですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

主に2人の方がされています。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、そういうお子さんのいらっしゃる施設で、そういう対応とかを教えるほ
しいというような連絡があつてからそちらに行かれる、それとも定期的に回られてるの
か。それから、現状で実際に何箇所というところとあれですけど、今学校もおっしゃられま
したけど、放課後児童クラブとか学校とか大体それぞれどのぐらい行かれているのかつ
ていうのを、もし分かればお聞きしたいですが。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

この巡回相談につきましては定期的というわけではなくて、保護者の方から園にお話
があつたりとかいった場合に、出向いて行って支援を行っているということになります。
回数なんですけれども、昨年度の関係機関の訪問件数は72件ということになっており
ます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今お答えいただいたのでちょっと気になったんですが、保護者から連絡があつてから
ということなんですかね。その教える方からの連絡じゃなくて、保護者からあつてそう
いう施設に赴いて、実際に指導というか相談に乗るのは、保護者じゃなくてその子ど
もを見られてる方ということでしょうか。もう一度お願いします。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

この巡回支援専門員の整備事業ということで、どういった要望があるかといいますと、
まず保育園の先生や幼稚園の先生方がクラスのお子さんの普段の保育に関しましてどの
ように対応した方がいいか分からないとか、そういった先生方からの困り事、どういっ

た対応をするとうまくいくのかってところでひばり学級の方にご相談があるケースもあります。それから保護者が登園渋りだったりとか、なかなかお友達とうまく遊べないとか、そういったことを抱えられていて、それを園の先生に相談する方もいらっしゃれば、このひばり学級という所が発達相談ができるっていうふうに周知をしてますので、直接ひばり学級の方に電話相談をされる方もいらっしゃいますし、役場の方に来られてちょっとそういう対応を知りたいんだけどということでこども政策課の方にご連絡がありましたら、ひばり学級で行っている巡回相談というところをご紹介するっていう形になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この事業はいつからされてるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

平成30年からになります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

質問しますが、この7ページの14款2項1節の地域障害児ってありますね。この地域障害児というのは、何歳から何歳までを規定しているのか。というのは、少年法がありますね。少年法の少年というのは20歳を超えても少年法の中に入ってるわけですね。だから、ひょっとしたら地域障害児って、我々が想定する以上の年齢超えてる方も範疇に入るんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

私たちが巡回支援で実際に行っている子どもというのは小学生ぐらいまででありますけれども、児童福祉法の観点から18歳っていうことで行っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次、8、9ページ、ちょうど真ん中の病児・病後児保育の分ですね。よろしいですか。では歳出の方で12、13ページ、3款民生費ですね。質疑はありますか。いいですか。それでは次、14、15ページ、3目母子衛生費ですね。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで住民福祉部の審査を終了いたします。所管の皆さまお疲れさまでした。

場内の時計で11時00分まで休憩します。

(休憩 10時50分～11時00分)

○委員長（金子恵委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これより48号の議案に対し健康保険部の説明をお願いしたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。まず、健康保険課からお願いします。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

それでは健康保険課所管分につきまして、長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書によりご説明いたします。まず歳入ですが、説明書の6、7ページをお開きください。14款2項3目1節保健衛生費補助金は、歯科疾患予防等事業の補助対象拡充に伴う国民健康保険特別会計からの予算組替です。新たに歯科健診事業も補助対象となりましたため、国保会計で計上していた分を減額し一般会計で新たに計上しております。なお本事業の歳出相当分は、こども政策課所管の母子保健事業で計上しております。

次に歳出ですが、12、13ページをお開きください。3款1項5目27節、長与町国民健康保険特別会計繰出金は歳入でご説明しました補助金が一般会計へ交付されることに伴い、国保会計への繰出金を減額するものです。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、介護保険課の方の説明を。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それでは議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の介護保険課所管分につきまして、歳入歳出予算、補正予算に関する説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページをお開き願います。歳入の2段目、14款2項2目3節老人福祉費補助金1,485万円、地域介護・福祉空間整備等交付金が介護保険課でございます。この地域介護・福祉空間整備等交付金につきましては、先ほどお配りいたしました地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の資料をご覧ください。この事業は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー整備等の整備、耐震化改修、大規模修繕等の他、非常用自家発電、給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修を講じることを目的としております。今年度は、②認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業として、高齢者施設等の災害発生時において安定的な電力確保を行うため、認知症高齢者グループホーム1施設と小規模多機能型居宅介護施設1施設に対して、非常用自家発電設備の整備を行うものでございます。補助率につきましては、定額補助1施設当たり773万円が上限額となっております。資料右下には補助の流れを表示しております。これにより国

庫支出金を受け入れるものでございます。次に、6ページの一番下の段の18款1項1目1節介護保険特別会計繰入金194万4,000円の減額が介護保険課でございます。これは、令和5年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定に伴い減額するもので、歳出の3款3項1目老人福祉総務費の高齢者交通費、健康づくり助成金の拡充分へ充当していましたが、今回の減額に伴い一般財源への財源組替を行っております。続きまして説明書の14、15ページをお開き願います。歳出の3款3項2目介護保険費1,357万5,000円が介護保険課でございます。1節報酬から8節旅費につきましては、育児休業職員の復職に伴う減額でございます。次に、18節負担金、補助及び交付金1,485万円につきましては、歳入で受け入れた地域介護・福祉空間整備交付金を補助金として交付するものでございます。次に27節繰出金53万8,000円につきましては、介護保険認定支援システム更新に伴うリース料の増額によるものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入の6、7ページから入っていききたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

介護保険課の方で、これ歳入も歳出も同じものですが、この地域介護・福祉空間整備等交付金について伺いたいと思います。私は前期の4年間は厚生の方の委員会になっていないので、知らないことが結構あるものですからそれもあってちょっと伺いたいんですが。まず、これは定額補助ということで国からの施設への補助金を言ってみれば右から左にそのまま補助するだけで、本町からの補助はないということですかね。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

そうですね、委員のおっしゃるとおりで、国の分の補助金をそのまま町の方から交付させていただきますので、町の持ち分というのはございません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどの最初のご説明で非常用の発電機ですかね、電力のためということで、今お配りいただいた資料を見ると③の方に当たるのかなと思ったんですが、ではなくて②の定額補助773万円上限、これなんですかね。発電に関しては③の国が2分の1、自治体が4分の1みたいな、こっちなのかなと思ったんですがちょっとご説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

先ほどお配りいたしました資料を見ていただけたらと思うんですが、大変字が小さくなっております。②認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の右の方に行っていただくと赤字で表示してあると思いますが、米印で「等については、非常用自家発電設備の設置も含まれる」というふうに記載がされています。ですので、今回はこちらの方の②認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業を用いて補助するものでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そうするとこの資料の右下の補助の流れというのを見ると、施設が都道府県に申請して、国が採択というか認め交付決定すると市区町村を通してということですので、これそういう町内の施設等が、そういう申請を国にしている認められたみたいなのはこの③に当たる採択交付決定後に初めて長与町が知ることになるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

私からはその交付の流れについてを説明いたします。この交付金は、まず国の通知が県から来まして、各施設にそういうこういう施設設備の要望があるかどうかというのをこちらで確認をします。その後、その協議としてまず県を通して国の方に投げまして、国から内示が来る流れになってます。申請自体は国への申請は町から直接国の方にする形になっております。その申請で交付決定が出た後、事業者から町へ申請を出してもらおうという形になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。今回は定額補助の方で全額なので本町の負担はないにしても、当然こうやって予算に入ってくるものですから、当然交付に当たっては長与町地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱に基づいて交付されるということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

委員のおっしゃるとおり、こちらの方にも長与町地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱がございますので、その要綱に基づいて申請を出していただいて交付を決定することになっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと、この要綱を見ますと第6条の中（9）に、補助事業により取得し又は効用の増加した不動産等、単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数に関する省令で定められた耐用年数を経過するまで、町長の承認を得ずに、譲渡や交換、廃棄してはならない、ですとか、同じところの（14）では、補助対象事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとありますので、当然そのようにされるんだと思うんですが、実際に例えば物品を耐用年数まで廃棄してないとか、譲渡してないとかそういう確認、またこの契約もし工事等であるならば、一般競争入札等したかどうか、そういう確認というのはどういうふうに行っているのかちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

確かに委員おっしゃるとおり、この要綱の方にそのような定めがございます。ただ現在、この交付を出されたところでその廃棄をどのようにされてるかとか、その辺りの確認はちょっとできてはいない状況です。この交付でそもそも申請を出してるところが少なかったというのもありますし、昨年あったんですけどもまだそれほど経過日数がたっていないというところもあって、その確認は現在はまだしていない状況です。また入札、契約の方法については、この申請を出してもらう際に複数社から見積もりを取っていただくなどといった方法をしております。その方法については、企業の形態によって方法が変わってくるので、そういうふうに複数社で見積もりを取って金額が公正なものになるようにというような形でお願いはしております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

取得した財産とか物品については分かりました。その契約なんですけども、ここに明確に一般競争入札に付するなど、町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないともありますよね。一般競争入札などですからこれには限らないと思うんですが、今おっしゃったそういう見積り合わせみたいので、町が行うときと同等のように間違いなくされてるということですか。ちょっと確認ですか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

契約の際にこちらが立ち会うとかそういったことは行ってはないんですけども、確かにその見積もりはしっかり取っていただいて、一番安い業者にしているというのは確認しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この補助金の申請交付というのはよくあるものなんでしょうか。あとちょっと最初の説明ちょっと聞き逃した部分あって、何施設でしたかね。それたまたまその複数の施設から今年度同時に申請があって同時に交付決定があったのか、それともう毎年こう複数よくこういう補助金を使う当該の施設があるのか。ちょっとその頻度というか、あと今回の施設数ともう一度お聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

今年度の申請については施設は2施設ですね、グループホームと小規模多機能型居宅介護事業所の2カ所になっております。申請の頻度なんですけども、昨年度は小規模の特別養護老人施設の方で1カ所あったんですけども、それ以前はあまり申請があつてない状況です。これも国からの内示というか決定があるものですので、出しても申請が通らないなどといったケースもありますので、内示が出て決定を行ったというのは昨年度がかなり久々なものになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この説明の交付金ですが、国からの交付金ということでしょうかから、この制度を立ち上げる根拠の法律っていうのを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

こちらの交付金につきましては、国が示しております地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付についてというもので通知があつておまして、一つは地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱、その実施についてで定められているのが地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱、その二つにおいてこの交付については定められております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その法律はいつ制定されたですか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

すみません、制定についてははっきりですね、この日付というのはちょっと正確には違うかもしれないんですけども、一応この交付要綱については、この要綱の前身となるものが平成18年5月28日に厚労省の通知で示されたものがございますので、その頃に制定されているものだと思います。すみません、ちょっと正式な日付が分からないので、申し訳ございません。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

高齢者施設の防災、減災対策は非常に重要なことということで。今八木委員からも長与町内の施設はいっぱいあるわけですから、今言われたように法律があるということで、これが毎年毎年お願いしますなのか、時限立法として向こう何年までって何かあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

実際補助金のメニューが変わることもございますので、毎年事業所の方には確認を行いまして、こういった要望がないかを年に1度確認してからこちらでも申請をするという形になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと1点だけ先ほど伺った中で気になったので。この補助金で取得した財産は耐用年数等まで廃棄や譲渡してはいけないというのがあって、非常用発電機、物によるのかもしれないんですが大体15年ぐらいの耐用年数だと思うんですが。先ほどのご答弁だとそういう年数がたったような交付はこれまでないから確認してないということで。今現状はいいんですが、こうやって交付の要件として明確にあるわけですから、例えば15年後、ちゃんと確認しないとイケないと思うんですよね、その時の購入した物をその施設がちゃんと使っているか。そういうちゃんと引き継ぎというかシステム、ちゃんと課内に整備されてるんでしょうか。というのは、この交付金についてはまだ該当するような交付がなかったかもしれないんですが、同じように要件の付いた補助金とかは介護保険課じゃないかもしれないけれどあると思うんですよ。で、例えば15年後、誰か

が覚えていて「あれどうなったんだ」ってなった時に、当時の担当者がいないから分からないとかでは済まされないと思うんですね。ちゃんと確認するシステムを持ってないといけないと思います。その辺はちゃんとあるのか、どうお考えかというのをちょっと伺いたいです。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

確かにそういった確認をするという流れというか、そういったものが決まっているわけではないんですけども、あくまでこれは国からの補助金を使ってやっているものがありますので、当然国からそういったチェックが入るものになっております。なので、こちらも施設がちゃんと補助金を使っている設備について適正に利用しているかというのは当然確認する必要があるので、そういった流れがなかったとしてもこういった補助金の交付については冊子をきちんと保存して、後の担当者がそういった時に確認をするという形になると思いますので、そういう問題はないかと思います。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回のものに関しては、国からちゃんと向こうに交付した、何年たっているとかっていうのが、そういう記録というか残っていて、ちゃんと通達が来るといことですかね。あとは先日の同僚議員の一般質問でもありましたけど、その15年というちゃんと記録を残しておかないといけないので、ちゃんとそういうことは確実に行われているか、ちょっともしお答えできればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

国のチェックというのが、国から会計検査っていうことが定期的に町とか他の所にも入りますので、それに備えてこちらの町の方もきちんとチェックしないといけないので、そこが使用されてるかどうかというのは今後こちらもきちんとチェックしていく。そこは間違いなく行っていくところになります。15年とかそういったところは、きちんとこちらも対応できるように保管していきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところでお伺いします。同僚委員からの質疑の中であらかた分かったんですが、今回想定されている施設が2施設ということですが、秘匿する必要もないと思うので2カ所の施設はどこなのかというのと、それは今回のいろんなメニューの中の非常用の自

家発電の整備のためなのかというのと、あとそれに付随して現状でやっぱりそれを設置しなければならないその理由というか課題ですね。どういう問題があるのかというのと、併せて当然ながらそれを付けることによって効果が期待できるのか、この辺りを教えていただけないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

まず今回申請があった2施設なんですけども、一つはグループホームながよ、役場のすぐ近くにあるグループホームになります。もう一つが小規模多機能型居宅介護びーぷる長崎という所で、それは北部の方にあります小規模多機能型の居宅の施設になります。こちらの設備について設置する目的というところだと、やはり災害時に停電が長く続くということがありますと、そこに入っている入居者の方に安定的に電力が供給できずに、そこで電気を使って介護をするようなものももちろんございますので、そういったことがないように、しっかり介護ができるために対策を行うというものになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。確かにやっぱり電力が途絶えますと、冷暖房にしる冷蔵庫にしるいろんな重要なインフラですので、滞ることがないようにするというのは当然必要なことだということで理解します。ちなみにこれ分かれば結構ですが、今回のこの非常用自家発電を設置したら、およそ復旧するまでのどのくらい持つものなのかっていうのは、分からなければ結構ですが分かれば教えてもらえませんか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

今回設置される発電機につきましては、ガソリンとLPガスを燃料として発電するようになっておりますので、期間ってというのはその燃料次第というところもあると思われ
ます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次のページ行きます。次が歳出ですね。12、13ページ、中段の国保の繰出金、こちら質疑ありませんか。よろしいですか。では、14、15ページ、3款2目の一番下、介護保険のこっちは繰出金とその上の部分かな。質疑はあり
ませんか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

所管の皆さまにおかれましてはお疲れさまでした。委員の皆さまはこれから結審を行いますので、そのままお願いします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の結審を行います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本会議で分割付託されました議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き第53号に入りたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第53号令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

改めましておはようございます。それでは、令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。決算書の6、7ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目1節駐車場使用料は、調定額762万6,350円、収入済額も同額でございます。不納欠損、収入未済はございませんでした。駐車場の使用料、内訳について申し上げますと、長与、嬉里駐車場の一般、こちらは時間駐車のこととございますがこちら年間で延べ7,215台、月平均601台で、使用料は190万7,450円となっております。令和3年度から9万7,830円増額となっております。次に、定期駐車場使用料の嬉里駐車場月極分でございます

が、延べ401台となっております。使用料は348万400円、令和3年度から22万4,400円増額となっております。吉無田駐車場の定期駐車ですけれども、延べ407台となっております。使用料は223万8,500円、令和3年度から5,500円の減額となっております。滞納繰越はございませんでした。次に2款1項1目1節繰越金でございます。令和3年度からの繰越金136万824円となっております。その下、3款1項1目1節町預金利子は24円。次に歳出の方でございます。8、9ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。支出済額641万6,475円となっております。上から8節旅費は1万円の支出。10節需用費でございますが、114万5,094円の支出でございます。主なものは修繕料でございます。昨年嬉里地下駐車場のLEDの照明を10基取り替え修繕を行っております。その下、11節役務費は9万5,783円を支出しております。次の12節委託料でございますが513万3,068円を支出しております。主なものとしては、シルバー人材センターに委託しております駐車場管理委託でございます。その下、14節工事請負費の支出はございませんでした。さらに一つ下、18節負担金、補助及び交付金ですが、嬉里駐車場を含む老人福祉センター建物全体の自家発電設備の負荷試験等を行いまして、その費用をいったん社会福祉協議会が払っておりますので、その分の5分の1、こちらの負担金として3万2,530円を社会福祉協議会に支払っております。その下です。1款2項1目27節繰出金でございますが、一般会計へ136万円を繰り出しております。その下、予備費につきましては支出はございませんでした。次に、10ページをお開きください。実質収支でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた121万円が、令和4年度の実質収支額となっております。次に、書類が変わりますけれども、主要な施策の成果に関する報告書の4ページをお開きください。こちらの方に長与町駐車場事業の概要、それから決算額および財源内訳について記載しておりますのでご参照ください。続きまして、先ほど皆さまへ配布させていただきました資料につきましてご説明いたします。種類は2種類ございます。一つ目が3枚組の横長の書類でございます。もう一つが縦長のものでございます。3枚組のものからご説明させていただきます。3枚ものの横長の1枚目、令和4年度一般駐車場料金集計表と書かれている資料でございます。時間駐車分の令和4年度分の実績でございます。自動車は30分ごとに50円、午後10時から翌日の午前8時までは1泊500円でございます。バイクは30分ごと30円、午後10時から翌日8時までの1泊分は300円でございます。令和4年4月から令和5年3月までで各月ごと集計しておりますけれども、出庫台数は年間で7,215台でございました。現金収入として170万5,450円、それから回数券の売上が20万2,000円ございました。時間駐車分の歳入計で190万7,450円でございます。次に2枚目でございます。こちらは長与町駐車場の月極の駐車分でございます。こちら名前は伏せさせていただきますけれども、白マルになっておりますところ、こちらは口座振替でお支払いいただいた方、それから黒マルは納付書払いでお支払いいただいた方ござい

ます。納付書払いの方が若干多ございます。次に3枚目、吉無田駐車場の資料をご覧ください。2枚目の嬉里駐車場と同じでございますけれども、こちら名前を伏せさせていただきます。白マルが口座振替、黒マルが納付書払いとなっております。こちらは口座振替の方が多くなっております。先ほどの2ページ目の嬉里駐車場につきましては、定期駐車の最大は35台、吉無田駐車場は34台となっております。最後に、1枚物の縦長の資料についてご説明いたします。平成14年度から令和4年度までの収入状況でございます。定期につきましては、嬉里、吉無田と共に安定した収入が続いております。嬉里地下駐車場につきましては、コロナの影響もございまして令和2年度、令和3年度と年間6,000台強の利用にとどまっておりましたが、令和4年度は少し回復いたしまして7,215台となっております。こちら令和5年度につきましても、令和4年度並みの感覚として台数が停められているような感じでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の方から入っていきたいと思います。6、7ページ、質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

歳入の駐車場使用料の嬉里の分についてお伺いしたいと思うんですが、先ほど頂いた3枚つづりの資料の中で、23番の方ですね。口座振替と納付書払いというのが飛び飛びになっていて、何か通常口座振替の手続きをしておけば自動的に毎月毎月なるような気がするのに飛び飛びでなっている。別に特に問題ないんですが、何でこんな感じなのかなというのが分からないので教えてもらえないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

この方は口座振替の登録はされているんですけども、時々口座の残高不足ということで口座振替不能で、再振替というのをうちがしてませんので、納付書払いで納めていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これも嬉里の方の歳入に当たるのでお聞きしたいんですが、嬉里の時間貸しの方でシルバーの方がいらして有人で徴収していると思うんですが、ここは現金以外、何かペイペイとか何らかICカードとかも使えるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

電子マネーとかは使えるようにはなっておりませんで、現金か回数券をご購入いただいて回数券でのお支払い、1,100円分を1,000円でご購入いただくという形になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では歳出の方、8、9ページ、こちらで質疑はありませんか。
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

では歳出の方で伺います。この管理委託料のうち、この報告書の方に嬉里駐車場の管理委託料が496万円ほどとあります。これは例年大体500万円前後ぐらいかなと思うので、金額の別に変化があるとは思ってないんですが、そもそも結構高額かなという思いがありまして。私が議員になって最初の年、令和元年の9月の定例会で同じくこの駐車場の決算審査の時に、まず委託料がちょっと高額じゃないかという点と、あとはどうしても有人ということもあってか使用できる時間が決まってる、夜10時までと。それも不便じゃないかという、要するに24時間化できないかという二つの観点から、これいわゆる自動のゲートとか料金支払機にして、24時間化できないんですかっていう質疑を行ったところ、当時の係長が、まず高齢者雇用の観点、シルバーに委託するという観点が一つと、それから実際にそういう自動のゲートや支払機の設備投資をしても、あの場所自体がいわゆる福祉センターと勤青ホームが老朽化しつつあるということで更新される可能性があって。それが例えばすぐ更新されてしまったら設備投資した分が回収できないようなことで、そういう高額な設備投資をしても長期間使用するか分からないので、確かに24時間化するというのは利用者の利便性っていうのは考えられるけども、検討はしたけれども自動化には至ってないというお答えだったんですね。でも結局それからもう5年たってるわけですよ。で、ちょっと正確に見積もったわけじゃないんですが、あれぐらいの規模の自動ゲートと支払機だと多分少なくとも初期投資は数百万円かな、2、3百万円ぐらいかなと思うんですね。まあ500万円はかからないと思うんですね。もちろん維持管理費は要すると思うんですが。なので、もし自動化を5年前というか、すぐにはできないかもしれないですけど、していたらもっと収益が上がったんじゃないか。当然管理費が下がることと、24時間化することで先ほど1泊で500円っていうのがあったと思うんですが、逆に1泊はしないと。でももうちょっと遅くまで停めていたいという人の利用があるかもしれない。そういうことを考えると自動化して24時間化した方が単純に、ちょっとその雇用の観点を置いて、収益としては良かったんじゃないかと思うんですね。なので、今やったらじゃあこれからそういう5年、10年、建物更新しないかどうかってのは分からないので、ちょっとお答えづらいかもしれないんですが、私はもうそういう決断をしていた方がよかったんじゃないかと思う

んですが、何かちょっとお考えはありますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

ご提案ありがとうございます。5年前にうちの方がそういうことでシルバーの方の雇用の機会の確保ということがあったんですけども、それから5年たってきて、こちらが朝8時から夜10時まで14時間分の人件費をお支払いしている関係で、やっぱりこの500万円という高額になってきてるんですけども、こちらが長崎県の最低賃金をずっと毎年参考にしながらシルバーの方の人件費が上がっていきますので、年間でいえば10万、15万円ずつ委託料が上がっていております。そこら辺とかがございまして。あと老人福祉センター、おっしゃられたとおり当時はそういうお答えだったと思うんですけども、あちらが今の施設の管理計画上、2045年まで目標年度として持たせようという施設になっております。ということは今2023年度ですのであと20年近くはございます。そこら辺も踏まえて、今年業者に今話をしておりまして、初期投資も含めていろんなマネジメントまでしてもらってですね、苦情処理だったりトラブル処理だったり料金回収。そちらを含めて一応今年間400万円ぐらいで、5年で2,000万円のリースとかで、設備代から何から入れて、あと防犯カメラとか入れて、一応2,000万円ぐらいの見積もりを頂いていて、あとそれでいいのかっていうところ。あと周りの商店街の方とか、利用されている方に今からちょっと話を聞いて判断していこうと思ってるんですけども、そうやってきたら条例改正も一部伴ったりするので、秋口からちょっといろいろ調査に行ったり出向いたりして、いろんな声を聞いていこうかなとしている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。今のお話だとランニングコストでも年間400万円かかる、結構かかるんですね。さっき最初に現金以外も使えるか聞いたのは、それも含めてなんですよ。今の機械では多分もうPASMOMIみたいなのでピッと払えますし、当然ペイペイとかもある。それが今使えないというのはやっぱりもうその時点で時代には付いていってないかなと。雇用の観点があるにしてもシルバー人材の仕事は他にもあるわけで、24時間化する、いわゆる利用者の利便性の方が重要視すべきかなと。特にあそこはこれからマンションもできると、もしかしたらそういうにぎわいを目当てに新しくお店もできたりするとやっぱり利用者もちょっと増えるんじゃないかなと思いますので、今のお話だと検討に入るといことなので、ぜひそうしていただきたいなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まずそのキャッシュレスの部分なんですけれども、そちらはご提案は頂いておりました。キャッシュレスはできるんですけど。若干月額使用料というかそういったのも発生するので、どのくらいの需要があるのかなというのもあるんですけど、これからの時代そういった支払方法がやっぱり増えていくっていうのは存じ上げておりますので、そこら辺も考慮してやっていこうかなと思っております。今確かにおっしゃるように10時以降は管理人がいらっしゃらないので自分たちでバーを上げてもらったり定期の方もされたりとかご不便なところもあるんですけど、シルバーの方たちの確かに雇用もございまして、もし自動化する場合は半年とか早めにシルバーの方たちとも話していこうかなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、八木委員の発言の中に近所のマンションの利用のことが出たんですが、それは一部、例えばマンションの人が月額で借りたいとか来るじゃないですか。ある意味便宜供与的な部分もあるので、あまりそこに対して利用をさせるというのは、私としてはいかなもんかなと思います。その件に関して答弁をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

ありがとうございます。そのマンションですね、110戸で120台分の駐車場しかないということで、その地下駐車場の申し込みをされることが想定されておりますので、うちの方もちょっとそこは危惧しておるところになります。そちらの付属駐車場では決してないわけでありまして、他の商工会の方だったり他の方が借りられなくなれば。ですので、うちとしてはそのマンションの関係者を3台までというふうにできないかなど。借りるとしても35台ある中の3台までとかいうルールが作れないかなということで、どのようにして3台というのを抑えていけばいいのかなというのは今ちょっと研究してるんですけど。そのような考えではおります。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

その3台っていうのが根拠が出てくるんですよ。今まで置いてる方々は既得権というのがあると思うんですね、駐車場とかの。新規にそこに越してきた人たちに新たに3台、じゃあ何で5台じゃないんだとか、2台じゃないんだとかいう形が出てくるので、そこはもう少し熟慮して台数に関してはですね、決めた方がいいのかなっていうふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

台数に関しては、今委員からご指摘いただいたとおりちょっと熟慮して3台というのは決めつけないでやっていきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

参考までにですね、私もこの駐車場特別会計ってなかなか見慣れないんですね。バランスシートを参考までに教えていただけますか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

バランスシートといいますと稼働率とかそういった部分になりますかね、実質収支とか。ちょっとすいません、お待ちいただいてよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

バランスシートとか特に作ってないんですけれども、それに代わる企業戦略っていうかそういったのを作っておまして、稼働率とかですねそういったのは分かります。長与の嬉里の時間駐車場が例えば20%とかですね、定期は90%とか。あと長与の駐車場の実質的の出資率、こちらはちょっとマイナスになっておまして、吉無田がプラスになっておりますっていう、表はちょっとないんですけれども、そういう状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと質疑じゃないんですけれども、さっき西岡委員の私の発言を引き合いに出して、便宜供与じゃないかっていうようなことがあったんですが、ちょっと発言の意図をもう1回説明しますと、マンションができることでその周辺にお店とかができるから、その利用者を考えてそういう利便性を図ったらいんじゃないかという。要するにマンションの住人に貸す、貸さないという話は一切してませんので、一応記録していただきます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

先ほど24時間対応の自動化ということで、これは12年ぐらい前の総務委員会でもずっと協議してきていたことで、そのときに多分かなりな時間をかけて駐車場会計のことをやった経緯があったかと思います。そのときの答弁の中に、シルバーの方を置いているのは時間駐車の方の管理が機械ではできないので、自動化ができないという理由が一つあったんですけども。今後自動化の方を見込んでその見積もりまで取って、その周辺の意見を聞きながらということですけども、そちらの方もやっぱりきちんと月極で借りてらっしゃる方に不具合が起きないように。先ほどマンションの話もありましたけれども、確かに建設会社の方がこっちで足りない分は地下駐車場がありますのでっておっしゃってたのを聞いていたので、多分西岡委員はそこを存じておられて言われたんだろうと思うんですけども、その月極と24時間体制にした時の不具合が起きないような、そういうのはきちんとしていただきたいんですけど、もちろんそれを考慮した上での自動化ということで考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員（堤理志委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

自動化につきましても、必ず自動化するということまではまだ決めておりませんが、自動化した場合の今委員長おっしゃられたとおりのような問題とかがあると思うので、そこら辺も含めて定期の方がちゃんと停められる、時間駐車の方もちゃんと停められるようにちゃんと区画を分けてもしたいと思っておりますし、これからもう少し研究を続けていきたいと思っております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついでの件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の審査は以上です。皆さま大変お疲れさまでした。所管の皆さまもお疲れさまでした。

(閉会 12時05分)